在職老齢年金と雇用継続給付金シミュレーション 「最適給与」マニュアル



〒485-0014 愛知県小牧市安田町190 営業時間午前9時~午後5時 (午前12時~午後1時は除く) サポートセンターお問合せ E-mail <u>info@cells.co.jp</u>

もくじ

1. 各画面共通ボタンについて	••• 4
2. 60歳台前半のシミュレーション	••• 5
3. 65歳台後半シミュレーション	•••24
4. 役員シミュレーション	•••33
5. パートシミュレーション	•••35
6. 提案書の表紙作成	•••37
7. 価額の確認方法	•••38
8. 年金見込額の算出	•••39
9. 給与賞与逆算	•••44
10.その他ツール	•••45
11.計算方法について	•••47

はじめに

2013年4月から高年齢者雇用安定法が改正され、雇用継続義務化が浸透してきました。 厚生労働省の平成26年「高年齢者の雇用状況」によると、全企業のうち81.7%が継続雇用制度を導入しており、定年制の廃止・定年の引上げはいずれも前年比で減少しています。

今後も継続雇用制度が主流になっていくと考えられますので、 「継続雇用の場合、年金や雇用継続給付はどうなるの?」 「手取り額が最高になるには?」 という確認の機会は、増加が見込まれます。

「最適給与」は、高齢者の労働力に着眼した、60歳以降の高齢者のための賃金設計シミュレーションです。 年金と雇用保険の雇用継続給付金を組み合わせ、手取り額が最高となる「給与月額」を検索します。

この「最適給与」では月額の手取り額や賞与を含めた年額の提案、また60歳から65歳以降の各年齢によるベストな賃金 を提案し、本人にとっても、また会社にとっても、得をする「最適な賃金」を見つけることができます。

本製品の内容は十分注意した上で制作されておりますが、個々のユーザーの要求をすべて満たさないこともあること、 また、完全に無欠陥の製品でない可能性があることを承認するものとします。したがって、本製品を使用したことによ り発生した損害や、不利益については、弊社は一切責任を負いません。本製品の内容や記載事項は、将来予告なしに弊 社により変更される場合があります。

「基本データ入力」でデータが入力されていない状態では、各ボタンは無効になっています。「最適給与」の全体をご 覧いただく場合は、「保存データ」でサンプルデータの「読込」をおこなってください。

各画面共通ボタンと提案者ボタン

提案者ボタン



各画面共通ボタン



「最適給与」では手取額の明細やシミュレーション等の出力を行いま すが、右上にこの出力帳票を作成(提案)した「提案者」を表示しま す。社会保険労務士事務所名や事業所名称を登録してください。各帳 票では、その名称のみが表示されますが、提案書の「表紙」には提案 者の個人名やその他のデータも表示されます。

各処理画面に共通したボタンとして「MENU」「印刷」「ファイル 出力」があります。

「MENU」 画面を「メニュー画面」(起動画面)に切り替えます。

「印刷」 現在表示シートを印刷します。用紙サイズはお使いのプリンタの既 定(通常「A4用紙」)サイズです。

「ファイル出力」 現在表示のシートをエクセルのワークシートに展開します。展開方 法は通常印刷部分の値と書式、図形等のオブジェクト、印刷設定で す。新規のエクセルブックに作成するため、保存する場合は適当な 名前をつけて保存してください。

60歳前半と60歳後半の切替



「最適給与」は「60歳台前半」と「60歳台後半」のシミュレーションを行います。メニュー画面のこの切替ボタンで選択してください。また「60歳台前半」と「60歳台後半」では処理の内容も少し異なります。この切替により、各ボタンも切り替わります。

●各フォームで標準賞与(1年分)の入力箇所があります。「標準賞与」と実際の「賞与」は意味が異なりますが、この 「最適給与」では同じものとして扱います。このため、一回の賞与額が150万円(厚生年金の限度額)を超えるような場 合は、年金の計算において異なってきますのでご注意ください。この標準賞与の入力は直近1年に支払われた、または今 後1年に支払われる賞与総額を入力します。(1年の賞与総額が150万を超えても、1回の賞与額が150万円を超えなけれ ば問題ありません。)

60歳台前半シミュレーション

基本データ入力について1



- 1. 60歳~64歳を選択してください。
- 2. 「基本データ入力」をクリック します。
- 3. 入力画面が表示されますので、 データを入力してください。
- 入力後「計算」をクリックします。

基本データ入力について2

生年月日と性別生年月日と性別で満額受給(定額部分、加給年金の受給)の開始年齢が異なります。「最適給与」では 60歳時、満額受給時、65歳以降の各年齢によるシミュレーションを行いますので必ず入力してください。後述の「受 給開始年齢」ボタンで入力したデータの報酬比例部分、定額部分の開始年齢を表示します。

<u>報酬比例部分、定額部分、加給年金、老齢基礎年金</u>60歳以降の通常の老齢年金は「報酬比例部分」「定額部分」「加 給年金」で構成されます。老齢基礎年金は本来65歳から受給しますが、繰上げにより60歳から受給できる場合は入力 してください。

生年月日により60歳から「定額部分」「加給年金」は受給できない場合でも、入力は行ってください。「計算」時、「報酬比例部分のみ」「定額部分含む」を選択して処理を行うことができます。また「年齢シミュレーション」では60歳から65歳以降まで各年齢による計算を行いますが、その際、所定の年齢から定額部分、加給年金を含めて計算を行います。

受給開始年齢 入力された「生年月日」と「性別」により、定額部分、報酬比例部分の受給開始年齢を表示します。昭和16年4月から昭和41年4月以降まで各生年月日、性別による受給開始年齢を表示します。

「基金から支払われる年金、内 代行部分」、「支給調整をする、しない」について「基金から支払われる年金、内 代行部分」、「支給調整をする、しない」について厚生年金基金から支払われる年金を入力します。一般的に基金は 国から支払われる年金のうち報酬比例部分を代行する分と基金独自の部分で構成されています。また、在職老齢年金の 支給停止方法についても、基金の規約によります。「最適給与」では基金の代行部分、プラスアルファ部分を「調整す る」「調整しない」を選択することができますが、「調整する」とした場合、その調整方法は「国」に準じた方法でお こないます。 在職老齢年金、雇用継続給付の支給調整は基本年金を対象におこないます。基本年金は「報酬比例部 分」「定額部分」を云いますが、基金がある場合はその「代行部分」も含めます。支給停止がおこなわれる場合、まず 報酬比例部分と定額部分から支給停止をおこないます。支給停止の額がこの額を超える場合は代行部分が支給停止され ます。ただし、「調整しない」とした場合は支給停止をおこないません。(国の年金までを限度とします) 具体的な 調整方法については、後述「明細シート」の「値の説明」をご覧ください。 ※なお、基金独自の方法がある場合の設定は不可です。

標準賞与標準賞与とは実際の賞与ではなく、厚生年金では最高限度額は150万円(健康保険では4月~3月の累計で573万)です。在職老齢年金の支給停止は総報酬月額相当額を基に計算をおこないます。この「総報酬月額相当額」とは「標準報酬月額+直近1年に支払われた標準賞与額/12」を云います。「最適給与」では給与や賞与の値を変化させ、シミュレーションを行いますが、この「賞与」は「標準賞与」をさします。標準賞与は上記のように実際の賞与とは異なる場合がありますが、「最適給与」では一回の賞与の額が「150万円」以上は現実的ではないため、賞与はすべて「標準賞与」としていますのでご注意ください。直近1年に支払われた賞与の額を「千円」単位で入力してください。

基本データ入力について3

60歳到達時賃金 高年齢雇用継続給付を求める為に登録します。雇用継続を使わない場合は空欄にしてください。ハ ローワークに申告した60歳到達時賃金を入力して下さい。この値は「上限」があり、この額を超えて登録することは できません。またこの額は毎年8月に変更されます。上限で登録された場合、この上限が変更されたら登録賃金も変更 する必要があります。変更後に再度処理を行う場合はこの賃金も変更してから行ってください。

社会保険料率本人負担の社会保険の料率を入力して下さい(システム導入時は、東京都の健康保険料率が登録されています)。

パターン料率ボタンを利用すると便利です。

※料率はバージョンアップによって自動的に切り替わりません。社会保険の料率が変更された場合はその都度料率を入力し直してください。

パターン料率協会健保の料率、健保組合、厚生年金基金などの料率を登録することができます(20パターン)。 都道府県を選択すると、選択した都道府県の健康保険料率が健康保険項目に表示され、 登録ボタンをクリックすると、健康保険、介護保険、厚生年金料率、厚生年金基金料率が登録されます。 パターンの名称も登録可能です。 適用ボタンをクリックすると、選択されているパターンの料率が基本データ入力フォームに反映されます。

扶養人数、非課税手当、その他控除給与の所得税、手取額を計算するために必要です。

<u>年金の所得税</u> 年金は課税対象のため、ある額を超えると課税されますが、所得税を計算しない場合はチェックを入れてください。

在職老齢年金を計算しない 60歳後にパートに切り替わり、社会保険の被保険者ではなくなった場合、年金は支給停止されず全額が支給されます。このような場合は「在職老齢年金を計算しない」にチェックを入れください。また、 雇用継続給付が受けられない場合は「60歳到達時賃金」は入力しないでください。

基本データ入力について4

「計算」 生年月日、性別により報酬比例部分と定額部分の支給開始年齢が異なります。基本データ入力フォームの 「支給開始年齢について」ボタンを参考に報酬比例部分と定額部分を入力してください。また加給年金については、 「定額部分」の受給開始年齢から支給されます。「計算」は「報酬比例部分(60歳時)」、「定額部分+加給年金(満 額受給時)」のパターンで処理を行います。

「**計算」**は次の処理を行います。

基本データ入力データに基づき、在職老齢年金、雇用継続給付を計算します。

シート「手取りシミュレーション」では給与月額「9万円」から「42万円」まで、1000円刻みで291通りの計算を行います。

その中で「雇用継続給付金」が受けられる範囲で、給与、年金、雇用継続給付の総手取額が最高となる「給与月額」 (本ソフトではこの最高額を「最適給与」と呼んでいます)を検索します。

明細シートにその「月額」を設定し、手取りシミュレーションではさらに「最適給与の手取額前後で給与月額の低い 順」にチェックを入れて計算すると、雇用継続給付が受けられるデータのうち、手取額が多いベスト50を抽出し、給 与月額の低い順にデータを表示します。

この結果「最適給与」の手取額に近いデータで「最適給与」より低い「月額給与」が表の先頭に並びます。

「最適給与の給与月額前後を1,000円単位で表示」にチェックを入れて計算すると最適給与の上下を1,000円単位で表示します。

計算終了後、画面を「手取りシミュレーション」に切り替えます。

明細シートやその他のシートでは、基本データで登録した「標準賞与」、計算して得た「最適給与」以外の「給与月額」でシミュレーションしたり、年額での値や、さらに詳細なシミュレーション、別の条件や会社の負担面での検討な ど様々な情報を提供します。

その他の設定で「在職老齢年金の計算をしない」とした場合で、年金データ(報酬比例部分、加給年金等)が入力されている場合は「支給停止」の計算を行いません。役員等で雇用継続給付が受けられない場合は「雇用継続給付」の計算をおこないません。

これらの場合、「最適給与」は存在しないため、「計算」を実行すると「明細シート」では暫定的に「20万円」の給与 月額を設定し、「手取りシミュレーション」では「9万円」から「6000円」刻みで計算をおこなった結果を表示します。 基本データ入力5 在職老齢年金と雇用継続給付金の計算を行う場合の手取シミュレーションの表示選択について

最適給与の給与月額前後を1,000円単位で表示

最適給与の上下25パターンを表示させ、給与月額の低い順に表示します。 最適給与が20万円の場合、17万5千円から22万4千円を1000円単位で給与月額の低い順に表示します。

最適給与の手取額前後で給与月額の低い順(結果的に率のいい給与月額順)

率の良い上位50を給与月額の低い順で表示します。

率が良いとは、手取シミュレーションの表で1番右の差引手取額(従業員の手取額)から1番左の給与月額(会社の人件費)を ひいた金額が高いものを言います。

手取りシミュレーションについて

前述の「基本データ入力」で「計算」を実行するとこのシートでは9万円から42万円まで1000円単位で291通りの計算をおこない、 雇用継続給付が受けられる範囲で手取額が最高となる給与月額(最適給与)を特定、またこの範囲で手取額の多いベスト50を抽出し、 さらに給与月額の低い順に表示します。

この結果、「最適給与」に近い手取額で最適給与より低い「給与月額」が先頭に表示されることになります。

手取りシミュ	ルーション	MENU	⑦ 印刷	1 🏉 🖞	リール 🛠	並替 ᢓ↓	グラフ 📶	ファイ) 出力	レ 図 り ジー	⊦ 🗆 ₹	E職老齡年金
セルズ株式:	<u></u> 21								平成27	年3月17日	
セルブ大郎	∽ ' *¥		給与し生	全				00:	社会保険学家	8十事務所	
CIVAKUP	1.3%		雇用継	続給付金	の手取シ	ミュレーシ	ョン	00	口云 [本]突 / 14	ヵㅗ ᆍ1ภ//	
登録デンタ											
亚称为一种	此例部分	1,400,000	加給年金	394,500	基金	о	60歳到	主 時賃金	430,000		
定額	部分	800,000	基礎年金	0	代行部分	0	直近1年	標準賞与	500,000		
給与月額	基本 年金額	その他 年金	年金計	雇用 継続給付	合計 支給額	社会保険	所得税	その他 控除	控除計	差引 手取額]
D	0	3	@= @+3	6	6=0+4+5	0	8	9	@=⑦+⑧+⑨	6-1	
306,000	54,955	32,875	87,830	10,801	404,631	45,582	4,920	0	50,502	354,129	
307,000	54,955	32,875	87,830	10,131	404,961	45,588	5,020	0	50,608	354,353	
308,000	54,955	32,875	87,830	9,455	405,285	45,594	5,020	0	50,614	354,671	
309,000	54,955	32,875	87,830	8,837	405,667	45,600	5,020	0	50,620	355,047	
310,000	50,182	32,875	83,057	8,184	401,241	48,522	5,020	0	53,542	347,699	
311,000	50,182	32,875	83,057	7,495	401,552	48,528	5,020	0	53,548	348,004	
312,000	50,182	32,875	83,057	6,864	401,921	48,534	5,020	0	53,554	348,367	
313,000	50,182	32,875	83,057	6,197	402,254	48,540	5,140	0	53,680	348,574	
314,000	50,182	32,875	83,057	5,557	402,614	48,546	5,140	0	53,686	348,928	
315,000	50,182	32,875	83,057	4,882	402,939	48,552	5,140	0	53,692	349,247	
316,000	50,182	32,875	83,057	4,234	403,291	48,558	5,240	0	53,798	349,493	
317,000	50,182	32,875	83,057	3,582	403,639	48,564	5,240	0	53,804	349,835	
318,000	50,182	32,875	83,057	2,957	404,014	48,570	5,240	0	53,810	350,204	
319,000	50,182	32,875	83,057	2,264	404,321	48,576	5,350	0	53,926	350,395	

年金、給付金とも月額で表示しています。また計算の過程で端数処理を行っていますので実際の手取額とは異なります。 この計算結果は目安としてご利用ください。

示しています。

はこの表の「最適給与」(雇用継続給付金が受けられる範囲で給与、年金、雇用継続給付金の手取額が最高となる給与月額)を表

●手取りシミュレーションは、メイン画面の「手取シミュレーション」ボタンからも起動できます。



手取りシミュレーションの設定変更1

手取りシミュレーション	MENU ⑦ 印刷 🥢 ツール 🛠 🕺	グラフ 値 ファイル 明細 シート
セルズ株式会社 セルズ太郎 様	給与と年金 雇用継続給付金の取シミュレーショ	平成27年3月17日 〇〇社会保険労務士事務所 ヨン
手取りミュレーションツール ヘルプ シミュレーションA シミュレ 標準賞与を変更してシミュL	ージョンB ノーションします。	「ツール」ボタンから手取りシミュレーションの設定を変更すること ができます。
変更標準賞与 1. 上の「変更標準賞与」で なるペストちのパターンで	000円 登録されている標準賞与 500 000円 で先の計算同様、291通りの計算をおこない、総手取額が多く を抽出、給与月額の昇順で一覧表を作成します。 実行1	シミュレーションA ①「標準賞与」を変えて、上記シミュレーションを行います。 給与を指定して、その給与辺りで手取額を計算して、指定した並び 順でシミュレーションを行います。
 上の「変更標準賞与」, 指定給与 指定給与を表の1番上 指定給与を表の1番上 指定給与を表の1番上 	と下の「指定給与」と「階差」でシミュレーションします。	②●指定した給与から、指定した階差でシミュレーションします 指定した給与から50パターンを表示させます。例えば指定給与を 20万円、階差を1,000円とすると、20万円から1,000円単位で24 万9千円まで表示します。
□ 18-9-5-1420/02を384) → 648単切に 約 変わらない範囲 階差を大きくすると 広い 階差を100円単位で指	いそい順に並び替えをはます。 うらしたべて手取が多くいと率の良い)順に並び替えを行います。手取り額がそれ程 で、より最適な給与を探し出すことができます 範囲で、小さくすると狭い範囲でシミュレーションします。 定する場合は「少数」で入力してください。例:2500円単位は「2.5」	 ●指定した給与を中心に指定した階差を±25段階でシミュレーションします。 指定した給与の上下25パターンを表示させます。例えば指定給与を20万円、階差を1,000円とすると、17万5千円から1,000円単位で22万4千円まで表示します。

●給与と手取りの差額の多い順で並び替えする。(率の良い順で並び替えを行います)

この□にチェックを入れると、上記の2パターンで表示された手取 シミュレーション表が差引手取額から給与月額をひいた金額の高い ものから順に並び変わります。

手取りシミュレーションの設定変更2

手取りシミュレーション MENU ⑦ 印刷 ッール ※ 並替 針 グラコ セルズ株式会社 セルズ太郎 様 給与と年金 雇用継続給付金の 取シミュレーション	7 <u>11</u> <u>3</u> <u>3</u> <u>3</u> <u>3</u> <u>3</u> <u>3</u> <u>4</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u> <u>8</u>
手取ジミュレーションツール ▲ ハルブ 「ジミュレーションA ジミュレージョンB 日本のため、貴与をゼロまたは下げると総手取は増える場合があります。 次のジミュレージョンで賞与に対する手取額の変化を確認することができます。	シミュレーションB 1.登録された年金と60歳到達時賃金で標準賞与を「0から200万円」 までのシミュレーションを行います。 2.給与月額を指定し、標準賞与を「0から200万円」までの月額と年 額の手取額を計算します。
1. 登録された「年金」と「60歳到達時賃金」で先の計算同様、給与を9万円から38万円ま で、291通りの計算をおこない、その中のベスト50を抽出、賞与「0(ナシ)〜200万円」の 21パターンの一覧表を作成します。 実行1	ヒント 在職老齢年金は総報酬月額相当額で計算を行うため、賞与の額が少な ければ年金は多くなり、結果、月額の手取額は増えることになります。 しかし、年額でみるとやはり賞与があるほうが多くなります。上記 「2」でみるとその関係を確認することができます。また「雇用継続 給付金」は、この賞与には影響されません。以上のことから同じ給与
 特定の「給与月額」から標準賞与「0(ナシ)~200万円」の21パターンの手取り額を比較します。標準賞与額が下がると手取額が増えることを確認することができます。 このシミュレーションは年収も表示するので、月額と年額で比較することができます。 給与月額を指定してください。 給与月額	であれば ●賞与が少ないほうが月額の手取りは多くなります。 ●年収でみると、年収では当然、賞与が多ければ、多くなります。 ●しかし、賞与が多くなればなるほど、手取りの率としては悪くなる 場合があります。 ●賞与を設定する場合は給与月額との組み合わせがポイントになりま す。
	並替 現在表示データを「給与月額」または「手取額」の項目で「昇順」ま たは「降順」に並び替えを行います。

●画面上部の「在職老齢年金」ボタンは、在職老齢年金の一覧表を表示します。年金や雇用継続給付の調整額(停止額)を確認できます。9万円から8000円単位で並んでいますので、必要に応じて上のツールボタンから金額を設定してください。●「グラフ」ボタンでは、給与月額9万円から36万円までの給与、年金、雇用継続給付金の手取額と、先の計算の手取額の多いベスト50の給与月額の低い順のデータを棒グラフにして表示します。上記データは「基本データ入力」で「計算」を行なった際に作成されますが、その後別の給与、別の賞与でシミュレ-ションを行なった場合に、そのデータのグラフを作成できます。このグラフのシートの「現グラフ」ボタンをクリックしてください。画面が切り替わり「手取りシミュレーション」で表示されているデータを読み込んでグラフを作成します。

明細シートの作成



最適給与と年金、雇用継続給付金

(直近1年の賞与 500,000円)

高年齢雇用継続給付は、60歳以上65歳未満の雇用保険の被保険者で、賃金月額が60歳到達時の賃金額の75%未満に低下した人に対し支給されます。(被保険者期間5年以上必要)

在職老齡年金は厚生年金被保険者に支給される特別支給の老齡厚生年金が総報酬月額相当額に応じ 年金の一部が調整される仕組みとなっています。

そして65歳未満の老齢厚生年金の受給権者が高年齢雇用継続給付の支給を受けられる場合には、在職 老齢年金による調整に加えて、高年齢雇用継続給付と年金額の支給調整が行われます。

下記は、高年齢雇用継続給付が受けられる範囲で、手取額が最高となる月額給与(交通費などを含みます)と、その給与に対する在職老齢年金と高年齢雇用継続給付金の明細です。

在職老齡年金	職老齡年金 年額		雇用維続給付金	月額	給与と年金、給付金				
報酬比例部分	1,400,000 (D	60歳到達時貨金	B 430,000	給与月額	A 309,000			
定額部分	800,000	2	低下率	71.86%	年金	D 87,830			
基金の代行部分	03	3)		(=A/B)		(=16+29)			
基本年金額	2,200,000 @	D=D+@+3			雇用維続給付金	8,837			
加給年金額	394,500 @	5				(=C)			
老齢基礎年金額	0 6	D	เรือกอาจเอาอาจกอาจกอาจ		総合計	405,667			

明細	シートの設定変更1
最適	<u>適給与明細 MENU ⑦ 印刷 </u> リール 🛠 値の 🔗 ファイル 🔜
セルス セル	X株式会社 ルズ太郎 様 の○社会!KP1006±本務務所 明編ツール 最適給与の明細 標準報酬月額 給与と賞与を変更 手取額銀安 標準報酬月額 200,000 計算標準報酬月額 ▲ 計算 花職老船年会や雇用継続給付金の調整の計算では「標準報酬用月額」 本の計算では、この標準報酬用類 300,000 計算標準報酬用類 ▲ 正常 たの計算では、この標準報酬用類 100,000 計算標準報酬用類 ▲ 正常 たの計算では、この標準報酬用類は「最適給与」に対する「標準報酬用類」としています。 たの計算では、この標準報酬用類は「最適給与」に対する「標準報酬用類」としています。 しかし、標準報酬用類は「別時改定(月額変更届)」や「定時決定(算定基礎 届)」により変更されるため、の「局積給与」に対する「標準報酬用類」を更更されるまでの情報」がの「標準報酬用類」で在職老船年金の計算をあこなうことができます。

「ツール」ボタンから明細シートの設定を変更できます。

前述「基本データ入力」で「在職老齢年金を計算し ない」にチェックを入れた場合は、「標準報酬月 額」「標準賞与」のデータは計算に無関係のため 入力ができません。

標準報酬月額タブ 在職老齡年金や雇用継続給付金 の支給調整は標準報酬月額により計算をしますが、 原則この値は、表示されている給与月額に対する 標準報酬月額となっています。標準報酬月額は給 与が変更されても3ヶ月間は従前のままであった り、1段階程度の変更は定時決定(算定基礎届) まで変更されることはありません。このため、従 前の標準報酬月額で計算する場合はその値を変更 してください。この値で支給停止額を求め、また 給与の社会保険料もこの標準報酬月額で計算しま す。

給与と賞与を変更タブ に対する給与月額と登録した「標準賞与」での明 細を表示します(在職老齢年金や雇用継続給付の 計算を行わない場合は暫定的に「20万」の給与月 額)が、この給与月額や標準賞与を変更して、年 金や給付金、手取りの値を計算します。

セルズ株式会社	平成27年3
「明経ツール」	×
船道山子(0)の前面「福子和町川方留「福子と見子を支え」「水本市本本本」 給与、年金、給付金の総手取額(月額)を指定してその	£⊾a⊈ic
なる「給与月額」を検索	
手取総額が <u>1001,000円以上となる給与月額を検索します。</u>	
標準賞与は 0,000円とする。	検索
2 右のリストにその給与月額の低い順で15件の データをリストアップします。	
: リストを選択して「表示」をクリックすると、その	
- 明細を表示します。	
キャングになっている場合は101か 表示されます。	

明細シートの設定亦百つ

手取額設定 給与、年金、給付金の月額総手取額を 指定して、その手取額以上となる「給与」を検索 し、その給与月額の低い順から15件を右のリスト に表示します。 ○○円以上となる総手取額(10) 万円以上)を指定し、その場合の標準賞与を入力 して 「検索」をクリックしてください。 リストに はその給与月額と総手取額、その場合年金や給付 金が受けられる場合は [○] が表示されます。受 給できない場合は「×」と表示されます。 この検 索では給与月額を90,000円から671,000円まで 1,000円単位で最高582通りの計算を行い、その 内目的の総手取額以上となる給与月額の内、低い 順から15件を抽出します。もし検索の結果見つか らない場合はメッセージを表示します。(給与月 額が671,000円以下では見つからず、671,000円 を超える場合にこの結果になります。) この処理 は、後述「手取りシミュレーション」 シートを使っ ておこなうため、手取りシミュレーションで表示 されているデータが変更されることになりますの で、ご注意ください。 リストを選択して [表示] をクリックするとその明細を表示します。

●画面上部の「値の説明」ボタンでは、現在表示されているデータの値の計算の根拠を解説します。シートが切り替わり、現在表示の明細と、 その下にスクロールすると主な各項目の説明と計算式が表示されます。青文字部分が実際の計算データとなっています。「値の説明」画面の 「基金の調整」ボタンは「最適給与」における「基金の調整」について解説してます。厚生年金基金の代行部分は本体年金の「報酬比例部分」 を代行するため、国の支給調整はこの基金の代行部分を含めて支給停止額を決定します。しかし、基金の代行部分、プラスα部分の支給停止方式 が基金が規約により定めているため、調整の方法は国と異なります。このため「最適給与」では「調整する」とした場合、代行部分は国と同じ調 整方式で支給停止額を計算します。プラスα部分は、代行部分の支給停止割合で調整を行います。

雇用継続給付金シミュレーションについて

メイン画面の「雇用継続給付金」ボタンを押すと、雇用継続給付金のシミュレーション画面が表示されます。高年齢雇用 継続給付金は、60歳到達時賃金の75%以下に賃金が低下した場合に発生し、61%以下に低下した場合に賃金の15%が支 給されます。このため、通常60歳到達時賃金の61%低下した時が最も多くなることになります。



60歳時との比較について1



- 1. メイン画面から「60歳時比較」 をクリックします。
- 2. 画面上部の「計算」をクリック します。
- 入力内容を確認後、「計算」を クリックします。

● 60歳時比較では、60歳時と給与を変更した場合の比較を行います。本人の月額の手取り、年額の手取り、また会社法定福利費含めた人件費の 比較を行います。 シート上部には「本人の手取り明細」、下部には「会社人件費の明細」が表示されます。 ●表示されている賞与は設定した 「標準賞与」を12で除した値です。 また賞与の手取り額計算、法定福利費の計算は厚生年金の標準賞与額を基として計算します。●表示されて いる社会保険料率は給与と賞与に対する月額換算の社会保険料です。

60歳時との比較について2

この「60歳時」とは、給与を変更する前の給与をいいます。給与の変更とは、60歳になり、年金や雇用継続給付を 受けるためにおこなった変更です。

そのため「60歳時」は年金の計算を行いませんが、この60歳時の給与で在職老齢年金を受けられる場合に年金の計算 をするのであれば「チェック」をいれてください。

給与月額

「60歳時」は基本データで登録した「60歳到達時賃金」ですので、実際の「給与月額」を入力してください。「変 更時」は先の計算した「最適給与」を表示します。

標準報酬月額

給与月額を入力するとその「標準報酬月額」を表示します。指定の標準報酬月額で計算する場合は、選択を行ってくだ さい。この場合、設定後「給与月額」を変更するとこの「標準報酬月額」も変更されるのでご注意ください。

社会保険料率

基本データ入力で設定した「料率」が表示されます。異なる場合は変更してください。「60歳時比較」では会社の人 件費も計算するため、会社の料率(基金の会社の料率、雇用保険の会社負担料率、労災保険料率)を入力してください。 これ以外の社会保険料率は本人負担料率と同じ率で計算を行います。 非課税手当、その他控除も基本データ入力で入 力したデータが表示されます。

その他会社負担

会社人件費の計算に使います。会社負担分の社会保険料以外に決まって、会社が負担するものがあれば入力してください。

標準賞与の総額

変更時も基本データで入力した「標準賞与」を表示します。

□ 会社人件費の計算で「賞与分」は計算に含めない。

通常、会社人件費を計算する場合は賞与を含めた金額で社会保険料等を計算していますが、賞与を含めずに計算する場合はここにチェックを入れてください。チェックを入れると賞与を含めない年間手取額を計算して「会社人件費の明細」に表示されます。上記データは「60歳時比較」を初めて処理を行う場合に表示されるデータですので、データを編集して「計算」をクリックして下さい。

60歳時との比較について3

□ 変更時の手取り又は会社人件費は下記の標準賞与額で計算する。

本人手取 (給与月額には交通費など全ての手当を含んでいます。)

		項目	60 歳	時	 更給	与	差額		備考
	給	与月額						0	D
	[健康保険						0	0
		介護保険						0	3
給	拁	厚生年金						0	4
	LIT.	基金						0	6
		雇用保険						0	6
		社会保険計						0	0
与	除	所得税						0	8
		その他控除						0	9
		控除計						0	@=⑦+⑧+⑨
	差							0	@=0-@
給	雇	用継続給付金						0	12
年	在	職老齡年金			 			0	1
+	年	金源泉税			 			0	19
金	差	引年金額			 			0	B=B-H
≞⊥	月	額手取計		(0	@=@+@+®
ēΤ	年	額手取計						0	•

会社人件費(賞与は年間の標準賞与額を月額換算、社会保険控除もその賞与分を含んでいます。)

		項目	60 歳	時	変勇	見給 与	月額負担差	年間負担差
	給	給与	2				0	(
	与	賞与					0	(
X	÷±	健康保険					0	(
	124	介護保険					0	(
	正	厚生年金					0	(
件	福	基金					0	(
	£П	児童手当拠出金					0	(
	4.1	雇用保険					0	(
費	費	労災保険					0	(
	₹	の他会社負担					0	(
	()	人件費計					0	(

青で囲まれた部分を指定して計算する際、チェックをつけて賞与額を入力して計算します。 在職老齢年金の計算で利用する賞与額と、手取りを計算するときの賞与額が異なる場合に利用します。

年収シミュレーションについて1

賞与の考え方は事業所により様々です。また60歳以降の賞与についてはなおのことそう言えます。この年収シミュレーションでは給与と賞与の組合せにより、手取額がどう変化するかをシミュレーションします。 在職老齢年金は賞与を含めた「総報酬月額相当額」により計算、雇用継続給付の計算に賞与は関係しません。 そのため「月額」だけでみれば同じ給与の場合は、賞与が少ない、または「ない」方が「月額の手取額」が多くなること になります。

もちろんこの場合、賞与が少ない、またはなければ、年収としては少なくなることになります。



●支給は『「給与月額」×12+標準賞与+在職老齢年金(月額)×12+雇用継続給付金(月額)×12』として 控除では、社会保険料は「標準報酬月額に対する社会保険料×12+標準賞与×料率」 所得税は給与所得控除後+公的年金控除後の収入に対し、上の社会保険料、基礎控除、 扶養控除等の控除した値に税額を求め、定率減税を適用して得た額とします。 このため、以下の処理を行う前に「所得控除額」「税額控除額」 を入力してから行ってください。 所得税の計算タブから「その他所得控除額」:所得控除のうち、基礎控除、扶養控除等は基本データ等から適 用しますが、これ以外の所得控除(障害者、老人、生命、損害保険料等)はこのフォームの「その他の所得控除額」に入力してください。 「税 額控除額」:住宅取得控除等の税額から控除するものがあれば「税額控除額」に入力してください。

年収シミュレーションについて2

年収ジミュレージョン 年収ジミュレージョンについて 所得税の計 給与ジミュレージョン 賞与を一定額として給与を変化させて、在職老齢年金、雇用継続給付、
年間手取額の変化をご覧くたさい。 年間の標準賞与 0,000円として
A 給与月額 240 ,000円から 1,000円単位で増加させる。 実行 給与月額が低くても、総手取額が多くなる ケースを確認することができます。
B 雇用継続給付金が受けられる範囲で総手取額が一番多くなるベスト33 実行 を抽出し、その給与の月額が低い順に表示します。
月額の「手取りシミュレーション」の年間版です。 この場合の年間「最適給与」は表の右の順位で「1」と表示されているデータです。
年取ジミュレーション 年取ジミュレーション 「年収ジミュレーション」 一定の年収(給与と賞与の年間収入)から手取り総額が一番多くなる ペスト33を検索します。
年収 4,000 ,000円として検索します。 実行 解説 給与月額を9万円から38万円まで1,000円単位で291通りの組合せから、 絵白の約4年期意味、単本のなどの可能になった。

「給与月額×12」が指定年収を超える場合は、この額までとします。
最低賞与 上記設定の結果、賞与 50,000円未満になる場合は「O(ナシ)」とします。

<u>給与シミュレーション B</u>

9万円から42万円まで、1000円単位で給与を設定、 内雇用継続給付が受けられるデータのみを抽出し、手取額 の多いベスト33を抽出します。さらにこのベスト33の データを給与月額の低い順に並び替えをおこないます。こ の結果、表の右「順番」で「1」が手取額の最高額データ、 表の先頭がベスト33のうちの給与が最も低い給与、言い 換えれば率の良い「給与月額」といえます。

<u>年収シミュレーション</u>

一定の年収から、手取額が多くなるベスト33の給与と賞 与の組み合わせを検索します。

<u>検索方法</u>

給与を9万円から1000円単位で42万円まで増加させ ます。(賞与は年収から給与月額×12を引いた値としま す。)この中で手取り総額が多いベスト33を抽出します。 ただし、この形式では、賞与の額が1万円以下であったり、 現実的ではない値となる場合があります。その場合フォー ム下の「最低賞与」を指定してください。例えばこの値を 「5万円」とした場合、賞与が5万円以下となる場合はそ のデータを対象としません。

<u>ヒント</u>

年収の指定が高額な場合、雇用継続給付も在職老齢年金も 受けられないため、意味がありません。いずれも受けられ る範囲で指定してください。受けられる範囲は適当な値を 代入して実行することで確認することができます。

<u>ポイント</u>

先の月額のシミュレーションでベストな月額と標準賞与の 組み合わせを見つけ、その年収を指定してこのシミュレー ションをおこなってください。その結果と、月額シミュ レーションの給与、賞与と比較検討します。もし、同じよ うな組み合わせであれば、最適な「給与」「賞与」である かもしれません。

年収シミュレーションについて3



セルズ株式会社

セルズ太郎 様

年収による年金、雇用継続給付金の手取額シミュレーション

<u>グラフ</u>

現在表示されている一覧表を棒グラフと折れ線グラフで表示します。 給与総額、賞与総額、年金額、雇用継続給付の総収入を積み上げ式の棒グラフで表し、そのトータルの手取額を赤の折れ線グラフで表示しています。

<u>並替</u>

現在表示データを「給与月額」または「手取額」の項目で「昇順」または「降順」に並び替えを行います。

年収の手取りの計算について

上記「年収シミュレーション」では手取額を計算するのに、所得税は確定の所得税でおこなっています。(所得税は給与所得控除 後+公的年金控除後の収入に対し、上の社会保険料、基礎控除、扶養控除等の控除した値に税額を求め、定率減税を適用して得た 額とします。)しかし「手取りシミュレーション」の「シミュレーションB」の「実行2」(特定の給与から賞与額を0から2 00万円までの手取額を月額と年額で計算)、また「60歳時比較」でも「月額手取」と「年額手取」を計算していますが、こち らの計算では月額が「税額表」を用いた「源泉徴収税額」で計算を行っている関係で、年額でも月額の源泉徴収税額×12と賞与 の源泉徴収税額を加えて所得税を計算しています。このため同じ給与と賞与の組み合わせでも「年収シミュレーション」の税額と 異なります。

65歳台後半シミュレーション

基本データ入力について1



- 1. 「65歳~」を選択してください。
- 2. 「基本データ入力」をクリックします。
- 3. 入力画面が表示されますので、 データを入力してください。
- 4. 入力後「計算」をクリックしま す。

基本データ入力について2

60歳台前半のデータを適用する

65歳以降の在職老齢年金の計算には、65歳時の年金データが必要です。60歳の時点で、65歳以降の賃金設計を行う場合には60歳前半のデータを一部変更して、この「基本データ」に適用します。また、後述の年齢シミュレーションでは65歳以降はこの「基本データ」を使っておこないますので必ず実行してください。「基本データ入力について」の下にある「60歳台前半のデータを適用する」ボタンをクリックしてください。

適用するデータは

氏名、生年月日、報酬比例部分、定額部分(老齢基礎年金に適用)、加給年金、基金から支払われる年金、同代行部分、 社会保険料率、非課税手当、その他控除、扶養人数、その他の条件です。内「報酬比例部分」「基金」「老齢基礎年 金」は5年分(60歳~64歳)を10%として加算して適用します。年金額は退職(社会保険の資格喪失)するまでは、 60歳時の年金額で在職老齢年金を計算します。ただし、在職中でも65歳になれば、再計算がおこなわれ5年の期間分が 加算されることになります。また、国民年金の加入期間がある場合は、その分も加算されます。その5年分の年金額は、 60歳までの加入月数や、平均標準報酬月額により、また60歳以降の標準報酬月額、標準賞与により決定されますが、 概して60歳までの加入月数が少ない程、また60歳以降の標準報酬が高いほど全体の年金額は増えることになります。 上記「60歳台前半のデータを適用する」では、その加算割合を10%としています。適用後その値を確認して修正をお こなってください。

報酬比例部分、経過的加算(差額加算)、加給年金、老齢基礎年金

65歳からの老齢年金は上記4つの年金で構成されます。内在職老齢年金の対象となる年金は「報酬比例部分」です。 「加給年金」は「60歳台前半」と同様報酬比例部分が受けられる限り、全額が受給できますが、報酬比例部分が全額支 給停止されると、加給年金もその全額が支給停止となります。「経過的加算」「老齢基礎年金」は給与に関係なく全額 が支給されます。

<u>基金、標準賞与</u>

「60歳台前半」をご覧ください。

65歳賃金

65歳以降の予定の給与月額を暫定的に入力してください。

「料率他」「その他設定」

65歳以降は「雇用保険」「介護保険」は控除しないため、この料率の設定はありません。年金の所得税で「60歳台前 半」では年金の額が「108万円」以下の場合所得税は引きませんが、65歳からは「158万円」までは所得税の対象とな りません。その他は「60歳台前半」と同様の入力です。

なお、70歳以上の場合は厚生年金の社会保険料率を0として計算してください。

<u>「計算」は次の処理を行います。</u>

基本データ入力データに基づき、在職老齢年金を計算します。シート「手取りシミュレーション」では給与月額「9万円」から「42万円」までの計算を行い、明細シートには、基本データ入力で登録した「65歳賃金」に対する在職老齢 年金他の明細を表示します。 計算終了後、画面を「手取りシミュレーション」に切り替えます。

明細シートについて



在職老齡年金	年額	雇用維続給付金月額	給与と年金、給付金
報酬比例部分	1,400,000 ①	60歳到達時貨金 B 430,000	給与月額 A 309,000
定額部分	800,000 @	低下率 71.86%	年金 D 87,830
基金の代行部分	0 3	(=A/B)	(=16+20
基本年金額	2,200,000 @=0+@+3		雇用維続給付金 8,837
加給年金額	394,500 6		(=C
老齡基礎年金額	0 6		総合計 405,667
	30 PD	1 PV 0040	

前述の「基本データ入力」で「計算」を実 行すると明細シート画面に移動します。 「明細シート」は、基本データで入力した データに基づき、月額の年金と給与とその 手取額の明細を計算します。

「ツール」ボタンから給与と賞与を変更す ることができます。先の計算では「65歳賃 金」に対する給与月額と登録した「標準賞 与」での明細を表示しますが、この給与月 額や標準賞与を変更して、年金や給与の手 取り値を計算します。

「値の説明」ボタンでは、現在表示されて いるデータの値の計算の根拠を確認できま す。シートが切り替わり、現在表示の明 細と、その下にスクロールすると主な各項 目の説明と計算式が表示されます。青文字 部分が実際の計算データとなっています。

手取りシミュレーションについて

メイン画面の「手取りシミュレーション」をクリックすると手取りシミュレーション画面に移動します。 先の計算では9万から42万までの1万円単位で月額給与に対する在職老齢年金と給与の手取額を計算しますが、この 「手取りシミュレーション」ではその給与や賞与を変更してシミュレーションを行います。

Contents	65歲以上	の手取シミュ	ルーション	MENU Ĉ	印刷	- س	-n 🛠 🏾 ጛ	ラフ 🏨	ファイル						
60歲台後十(65歲~)	2			-			(<u></u>		шл) —						
	セルズ株式会	会社				65歳からの) 在職老齢	年全	(目容能/ミュレー	- ジノヨシノ)		0	○社会保障学	的称十本称所	
大大データ入力	ヤルブ大郎	林美				00 149010 20		مند ر	CIT HAT STOP	/		v		21/J	
·····	CIESTINA	1.4													
_		報酬比例部分	1,540,000		加給年金	394,500		基金	0		標準賞与	0			
		経過的加算	53,200		基礎年金	788,900		代行部分	0						
		1 ws +m ти ↔	+D TH // //	NO 891	Art 10 44	-44.000	++								1
◎ 手取シミュレーション	給与月額	総 報 酬 月 額 相 当 額	取 酬 比 例 基金代行部	加給 年金額	経 過 町 加 算 部 分	老師 基礎年金	参 金 プラスα	年金計	浴 → 年 金 計	稻 分 社会保険	所得税	その他控除	控除計	手取合計	順
	0		0	3	@	\$	6	0=Q~©	®=0+0	9	0	Ø	@=9~0	8-0	#
同 明細シート #	90,000	98,000	128,333	32,875	4,433	65,741	0	231,382	321,382	12,039	17,718	0	29,757	291,625	34
	100,000	98,000	128,333	32,875	4,433	65,741	0	231,382	331,382	12,513	17,718	0	30,231	301,151	33
	110,000	110,000	128,333	32,875	4,433	65,741	0	231,382	341,382	14,046	17,718	0	31,764	309,618	32
	120,000	118,000	128,333	32,875	4,433	65,741	0	231,382	351,382	15,067	17,718	0	32,785	318,597	31
E 4 *** 2 . 2 . 1 . 2/-21 E	130,000	134,000	128,333	32,875	4,433	65,741	0	231,382	361,382	17,111	17,718	0	34,829	326,553	30
協力キョンシュレーション	140.000	142,000	128,333	32,875	4,433	65,741	0	231,382	371,382	18,132	17,718	0	35,850	335,532	29

「ツール」ボタンから給与や賞与を変化させることができます。

賞与を変更してシミュレーション基本データ入力した「標準賞与」以外の「標準賞与」でシミュレーションを行います。標準賞与を 千円単位で入力して「実行」ボタンをクリックしてください。先の計算同様、9万円から42万円までの給与月額に対し在職老齢年金、 給与との総手取額を計算します。

給与の範囲を指定してシミュレーション 先の計算では「9万円から42万円」までを10,000円単位で計算を行いますが、この給与の 範囲を指定して、さらに詳細な給与月額で計算を行います。標準賞与、開始給与月額、単位を指定して「実行」ボタンをクリックし てください。

ポイント 60歳台後半では、雇用継続給付は受けられませんが、在職老齢年金の支給停止幅が緩やかなため、ある程度の給与月額で も年金を受けることができます。また老齢基礎年金や経過的加算部分は支給停止の対象とならないため、全額が支給停止になること はありません。

生収シミュレーション上記、「実行」の際「年収」を指定すると、年額で計算を行います。前述、月額の「年収シミュレーション」 同様、所得税は確定の所得税の計算をおこなうので、このフォームの「項目説明」で基礎控除、扶養控除以外の「所得控除」を入力 してから実行してください。

グラフ現在表示されているデータでグラフを作成します。給与、年金を積み立て棒グラフで、総手取額を折れ線グラフで表示します。

年齢シミュレーションについて1

メイン画面の「年齢シミュレーション」をクリックすると年齢シミュレーション画面に移動します。 60歳以降の高年齢者のための賃金設計をおこなうにあたり、生年月日、性別により報酬比例部分と定額部分の開始年齢が 異なります。また65歳以降は雇用継続給付がなくなり、在職老齢年金の支給調整の仕組みも変わります。つまり、年齢に よって年金額や支給調整の仕組みがかわるため、各年齢での検討も賃金設定には必要になります。この年齢シミュレー ションでは、60歳前、60歳から65歳以降までの各年齢における、給与月額を設定し、その手取額の推移や比較、また会社 人件費の計算から、60歳以降の賃金を検討します。

Contents		<u>年齢シミュレーションは次の処埋をしてから、</u>
60歲台後半(65歲~)	キ部第シミュレーション MENU ⑦ 印刷 ● 計算 ■ グラフ 値 2アイル 図	おこなってください。
基本データ入力	年齢別シミュレーシェン セルス株式会社 セルス 使分	A 「60歳台前半」の「基本データ入力」で「計 算」を実行
	80歳データ 銀田比例教介 1,400,000 加給体会 394,500 基合 0,60歳時留会 430,000	B 「60歳時比較」で「計算」を実行
◎ 手取シミュレーション 合 1 明細シート 北	左破第分 800,000 基礎中全 0 代行第分 0 快乗人数 1 85歳デーラ 報酬批代第分 1.540,000 20歳中全 394,500 基金 0 指明批代第分 55,200 基礎中全 758900 代行第分 0	C 「60歳台後半」の「基本データ入力」で「計 算」を実行
	本人手取額 洗額(定額部分)受給年齢 63歳	年齢シミュレーションは、「60歳前」「60歳」
刷 年齢シミュレーション	2月 日 0.00歳年0 0.00歳 0.10歳 0.20歳 0.30歳 0.30歳 0.30歳 0.30歳 0.50歳 0.50% 0.50\% 0.	
	2128/977 2月2年金 英金 東田(保)96	降」と各年齢にのりる年並や雇用継続結判、また会社人件費の比較をおこないます。 年金デー
	与 R 社会保険計 F F F F F F F F F F F F F	タは60歳からは「60歳台前半」の「基本データ
	20%計 差別領 約 展刊時時合け金 広告時を1000	定額部分受給開始年齢からは「定額部分」と
		「加給年金額」を含めて、65歳以降は「60歳台 後半」の「基本データスカ」」た在全データで
		は中国の「本本」の「大力」のに中立」の「て
	<u> 月 日 60歳前 60歳 61歳 62歳 63歳 64歳 65歳</u>	
	16 10-2 1 1 人 法 合理保険	
	定 伊藤市谷 日本 件 福 塗金	
	↑ 7 一番用保険 参 使 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
	人件 人件 50歳前との月額差額 50歳前との年間差額	
	標準賞与	

.

年齢シミュレーションについて2



<u>計算</u>

「計算」ボタンから、各年齢における「給与月額」「標 準賞与」その他を設定してください。初期画面は基本 データで入力した値や「最適給与」等が表示されていま すので、適当な値を入力してください。

満額(定額部分)受給開始年齢フォーム上部にこの年齢 が表示されています。この年齢から「在職老齢年金」は 「定額部分」と「加給年金」含めた年金で計算を行いま す。

その他控除、その他会社負担初期画面ではこの値も、 「60歳比較」で登録したデータが表示されていますので、 必要であれば変更してください。本人、会社負担の社会 保険料率、非課税手当、扶養人数等の条件は、すべて 「基本データ入力」で設定した値により計算を行います。 各年齢のデータを入力して「実行」をクリックしてくだ さい。

計算結果「60歳時比較」同様、上部には本人手取額、 下には「会社人件費」を表示します。本人手取額の「年額手取額」の所得税の計算は源泉徴収税額(月の源泉徴収税額×12+賞与の源泉徴収税額)で行っています。

<u>ポイント</u>満額受給開始年齢からは「定額部分」「加給 年金」が増えるため、同じ条件であれば、手取額が増え ることになります。また65歳以降は雇用継続給付は受け られませんが、支給停止の調整幅が緩やかになり、老齢 基礎年金等は全額支給されます。このことから60歳時、 満額受給年齢時、65歳以降の区切りの年齢で「給与」や 「賞与」を設定することも高年齢者の賃金設計の一つか もしれません。

年齢シミュレーションについて3





<u>グラフ</u>

「グラフ」ボタンをクリックすると、現在表示されてい るデータでグラフを作成します。上部には本人手取額を 給与手取額(月額)、年金手取額、雇用継続給付を積み 上げ棒グラフで表示し、年額の総手取額を赤の折れ線グ ラフで表示します。折れ線グラフの年収値は右の縦軸に 表示されています。

下のグラフは「会社人件費」の推移を表示してます。 給 与計、賞与計、社会保険料会社負担、労働保険会社負担、 その他会社負担の積み上げ棒グラフです。

<u>ポイント</u>

上は本人の手取額ですが、60歳に比べ手取額はそれ程変わりませんが、下の会社人件費では60歳以降大きく負担が軽くなっていることが確認できます。年金や60歳到達時賃金にもよりますが、60歳以降の賃金設計は65歳以降含めて検討し、このような給与や賞与の組合せを見つけてください。

保存データについて





<u>保存</u>

「基本データ入力」で登録したデータを保存します。各 シートで作成した結果は保存できません。この場合は次 の「読込」で保存データを読み込み、再度「計算」を実 行するか、作成時、前述「ファイル出力」でエクセル シートに出力して保存をおこなってください。保存名は 基本データで登録されている氏名(例「60歳台前半 山 田太郎 60歳台後半 山田花子」)で保存されます。保 存名を変更する場合は、直接その名前を入力してください。

<u>読込</u>

保存したデータを読み込みます。前述の「保存名」がリ ストに表示されるので、目的の保存名を選択して「読 込」をクリックしてください。読込後「基本データ入 力」で確認してください 読み込むデータは「基本データ 入力」その他で設定したデータです。「基本データ入 力」や「手取シミュレーション」「その他のシート」で 再度「計算」を実行してください。

※

最適給与を終了するときに最後に残っているデータは自動的に保存され、次に最適給与を立ち上げると「前回 データを読込ますか」と聞いてきます。OKを押すと、前 回終了時点で残っている最後のデータを読込みます。 ただし、保存ボタンの中の保存データには登録されてい ませんので、それ以降使われる場合は保存ボタンから1 度保存してください。

役員のシミュレーションについて1



役員の方等で雇用継続給付金を受けない場合の「給与と 年金」のシミュレーションを行います。

※ここでの「役員」とは、雇用継続給付金を受けない方 を意味しますので、役員の方でも労働者として雇用保険 に加入されている方は、「基本データの入力」画面から シミュレーションを行ってください。

<u>データの入力について</u>

データの入力方法につきましては、もとの「基本データ 入力」とほとんど変わりませんので「基本データ入力」 のマニュアルを参考に入力してください。

違う点は「60歳到達時賃金」と「雇用保険料率」を入力 する箇所がない2点になります。

この計算の特徴は、下記画面のように年金が満額受けら れる金額と全額支給停止になる金額をシミュレーション できる点です。

粘与月翻 ①	基本 年金額 ①	その他 年金 ①	年金計 @×①+①	在職老部年 金件止朝 ⑤	송() 호(()) ()-()-()	713:0904 ©	新課税	その他 1598 ①	12541t @-@+@+@	新期 新期 の一の
100,000	116,666	0	116,666		276,666	19,744	9,779	0	29,523	247,1
164,000	116,666	0	116,666		280,666	19,744	9,899	0	29,643	251,0
169,000	113,333	0	113,333	3,333	285,666	20,977	9,769	0	30,746	254,9
174,000	113,333	0	113,333	3,333	290,666	20,977	9,969	0	30,946	259,7
179,000	108,333	0	108,333	8,333	295,666	22,212	9,664	0	31,876	263,7
184,000	10	11.21							I. CONCORT	18,5
189.000	10 4 18 8									A 25
1.305(0000CL										
194,000	10									7.4
194,000 199,000	10								14	7.4
194,000 199,000 204,000	10	年全が全く	重要けられる	給与月額は	169	,000円未)	菌です。			74 14 22 3
194,000 199,000 204,000 346,000 351,000	10 00 00 00	年全が全く	重要けられる	給与月額は	169	,000円未)	萬です。		ОК	
194,000 199,000 204,000 346,000 351,000	100001	年金が全く 年金が全く	重要けられる 重支給停止	給与月額は される給与月	169 ISNX 395	.000円未) 000円以	荷です。 トです。		ОК	74
194,000 199,000 204,000 346,000 351,000 355,000	10 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 00 0	年金が全! 年金が全!	重要けられる 重支給停止	給与月額は される給与月	169 ISNI 395	.000円未) .000円以.	萬です。 上です。		ОК	7.4 1.4 6.2 8.4 0.2
194,000 199,000 204,000 346,000 351,000 355,000 360,000		年金が全! 年金が全!	重要けられる 重支給停止	給与月額は される給与月	169 ISN: 395	.000円未) .000円以.	萬です。 上です。		OK	7.4
194,000 199,000 346,000 351,000 355,000 360,000 360,000	10 5 5 1 1 1 1	年金が全 (年金が全)	重要けられる 重支給停止 0.222	給与月額は される給与月	169 ISNX 395	.000円未) .000円以.	萬です。 上です。		OK	7.4 1.4 6,2 3,9 6,4 0,2 5,0 9,8
194,000 199,000 204,000 346,000 351,000 355,000 365,000 365,000 375,000	1(5 1 1 1 1 8,333 8,333	年全が全 (年全が全) (0) (0)	重要けられる 重支給停止 8,333	給与月3%は される給与月 106,333	169 ISNI 395	.000円未) .000円以. 	構です。 上です。 7,500	0	OK 54,452	7.4 1.4 9.2 3.8 6.4 0.2 5.0 9.8 432.2 432.2
194,000 199,000 204,000 346,000 355,000 355,000 365,000 365,000 370,000 379,000	1(5 1 1 1 1 8,333 8,333 8,333 8,333	年金が全 年金が金 0	満支結停止 8,333 8,333	給与月額は される給与月 106,333 108,333	169 15812 395 465,000 495,000	,000円未) ,000円以 	着です。 上です。 7,500 7,680	0	0K 54,452 54,572	7.4 1.4 6,2 6,4 0,2 5,0 9,8 432,2 437,0
194,000 199,000 204,000 346,000 355,000 365,000 365,000 370,000 375,000 385,000 395,000	1(5 1 1 1 1 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333	年金が全 年金が金 0 0	満支結停止 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333	結与月間は される結与月 106,333 106,333 106,333	169 15042 395 469,606 491,666 496,666	000円未) 000円以 46,892 46,892 46,892	萬です。 上です。 7,560 7,680 7,920	0	.0K 54,452 54,572 54,572 54,812	7.4 1.4 9.2 3.8 6.4 0.2 5.0 9.8 432,2 437,0 441,8
194,000 199,000 204,000 366,000 351,000 365,000 365,000 375,000 375,000 380,000 385,000 385,000	10 5 1 1 1 1 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333	年金が全 年金が全 0 0 0 0	構築けられる 構支給停止 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333	結与月間は される結与月 106,333 106,333 106,333 106,333	169 15012 395 489,000 491,000 496,000 500,000	.000円未) .000円以 46,892 46,892 46,892 46,892	萬です。 上です。 7,560 7,680 7,920 8,200	00000	OK 54,452 54,572 54,812 55,092 55,092	7,4 1,4 6,2 3,9 6,4 0,2 5,0 9,8 432,2 437,0 441,8 446,5
194,000 199,000 204,000 346,000 351,000 355,000 360,000 370,000 370,000 385,000 385,000 385,000 385,000	10 5 5 1 1 1 1 1 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333	年金が全 年金が全 0 0 0 0 0 0	構築けられる 構支結停止 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333	結与月期は される結合5月 106,333 106,333 106,333 106,333 106,333	169 489,000 491,666 496,666 501,600 500,666	000円未) 000円以 46,992 46,992 46,992 46,992 46,992	構です。 上です。 7,560 7,680 7,920 8,200 8,440	000000000000000000000000000000000000000	OK 54,452 54,572 54,812 55,082 55,332 55,332	7,4 1,4 6,2 3,9 6,4 0,2 5,0 9,8 432,2 437,0 441,8 446,5 451,3
194,000 199,000 204,000 346,000 355,000 365,000 375,000 375,000 385,000 385,000 385,000 385,000 385,000 385,000	10 5 5 1 1 1 1 1 8,3333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333	年金が全 年金が全 の の の の の の の の の	ままたのでは、 ままたのでは、 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 8,333 0,000	結与月期は される結合を月 106,333 106,333 106,333 106,333 106,333 106,333	169 489,000 491,000 496,000 500,000 500,000 500,000	000円未) 000円以 46,892 46,892 46,892 46,892 46,892 46,892 50,593	構です。 上です。 7,560 7,680 7,920 8,200 8,440 8,680 8,680	000000000000000000000000000000000000000	OK 54,452 54,572 54,572 55,082 55,082 55,332 59,273 59,273	7,4 1,4 6,2 3,8 6,4 0,2 5,0 5,0 4,1 8,4 4,3 2,2 4,37,0 4,41,8 4,46,5 4,51,3 4,55,00,000,000,000,000,000,000,000,000,

年金が満額支給

役員のシミュレーションについて2



<u>給与指定</u>

最初のシミュレーション表は、システムが自動で年金額から表示しているものです。シミュレーション表を指定した金額で変更した 場合は、「給与指定」のボタンより指定する金額と単位を入力して「実行」ボタンをクリックしてください。

印刷

現在表示されているシミュレーション表を印刷します。

明細シート

入力したデータを基に明細を作成します。

「指定給与」ボタンより、設定する給与・過去1年間の賞与・標準報酬月額を入力して計算してください。

<u>ファイル出力</u>

現在表示のシートをエクセルのワークシートに展開します。展開方法は通常印刷部分の値と書式、図形等のオブジェクト、印刷設定 です。新規のエクセルブックに作成するため、保存する場合は適当な名前をつけて保存してください。

保存データの「作成・読込」

「役員」独自の保存機能になります。入力したデータを作成ボタンより保存することができ、読込ボタンより保存したデータを読み 込むことができます。

ただし手取りシミュレーション表や明細シートは保存できませんので、データを読み込んだ後計算をかけてください。

※最適給与を立ち上げると「前回データを読込ますか」と聞いてきます。OKを押すと、前回終了時点で残っている最後のデータを読込 みますが、これは基の基本データ入力画面のデータです。役員のデータは読み込まれませんので、「役員」の読込ボタンよりデータ を読み込んでください。

●年金や過去1年間の賞与が多い場合、少ない給与でも年金がカットされるケースがあります。年金が満額受けられない 場合はシミュレーション表は9万円からスタートします。

パートのシミュレーションについて1



パートの方等で、60歳以降社会保険に加入されない場合のシミュレーション機能です。

※ここでの「パート」とは、60歳以降社会保険に加入されない方を意味しますので、パートの方でも社会保険に加入されている方は、「基本データの入力」画面からシミュレーションを行ってください。

データの入力について

データの入力方法につきましては、もとの「基本データ 入力」とほとんど変わりませんので「基本データ入力」 のマニュアルを参考に入力してください。

違う点は「直近1年間の賞与総額」・「社会保険料 率」・「基金の調整をする、しない」を入力する箇所が ない3点になります。

パートのシミュレーションについて2



給与指定

最初のシミュレーション表は、システムが自動で雇用継続給付金から表示しているものです。シミュレーション表を指定した金額で 変更した場合は、「給与指定」のボタンより指定する金額を入力して「実行」ボタンをクリックしてください。

<u>印刷</u>

現在表示されているシミュレーション表を印刷します。

<u>ファイル出力</u>

現在表示のシートをエクセルのワークシートに展開します。展開方法は通常印刷部分の値と書式、図形等のオブジェクト、印刷設定 です。 新規のエクセルブックに作成するため、保存する場合は適当な名前をつけて保存してください。

明細シート

入力したデータを基に明細を作成します。 「指定給与」ボタンより、設定する給与を入力して計算してください。

保存データの「作成・読込」

「パート」独自の保存機能になります。入力したデータを作成ボタンより保存することができ、読込ボタンより保存したデータを読 み込むことができます。

ただし手取りシミュレーション表や明細シートは保存できませんので、データを読み込んだ後計算をかけてください。

※最適給与を立ち上げると「前回データを読込ますか」と聞いてきます。OKを押すと、前回終了時点で残っている最後のデータを読込 みますが、これは基の基本データ入力画面のデータです。パートのデータは読み込まれませんので、「パート」の読込ボタンより データを読み込んでください。

提案書の表紙の作成

「最適給与」には多くの出力帳票を作成することができますが、その表紙を印刷します。 提案者のデータは前述「提案者」で登録したデータです。



平成〇〇年度価額について

年金見込額の算出について1

<u>1氏名</u>

計算をおこなう人の氏名を入力してください。各出力帳票に表示されます。

<u>②性別</u>

性別により、定額部分や報酬比例部分の支給年齢が異なります。

<u>③生年月日</u>

生年月日により、受給資格期間、定額部分や報酬比例部分の支給年齢、繰上げ可能年齢、支給率や乗率、配偶者加給年金の特別加算、 振替加算等様々なデータが異なります。

④厚生年金

年金額は厚生年金に加入していた月数、加入期間中の報酬・賞与の平均額から計算されます。老齢厚生年金は、平成15年度に総報 酬制が導入されたことにより、平成15年3月以前の期間分と平成15年4月以降の期間分をそれぞれ別々に計算し、これらを合算し た額が年金額となります。そのため平成15年3月までと平成15年4月以降に分けてその加入期間と平均標準報酬(月)額を入力しま す。

年金見込額の算出について2

<u>加入期間</u>

厚生年金に加入していた期間を入力します。「厚生年金基金」に加入した期間は同時に「厚生年金」に加入していますので、この期間に含めて入力してください。「年月」を入力すると、その総月数が右に表示されます。「年金額」の計算は「月単位」で行いますので、「年月」は入力しなくてもかまいませんが「月数」は必ず入力してください。(月数に直接入力も可能です。)

「平均標準報酬額」

平成15年3月以前の厚生年金に加入していた期間中の「標準報酬月額」の総額を厚生年金の加入月数で割った金額です。

「平均標準報酬月額」

平成15年4月以降の厚生年金に加入していた期間中の「標準報酬月額」および「標準賞与額」の総額を厚生年金の加入月数で割った金額です。

「平均標準報酬月額」や「平均標準報酬額」を算出する際には、過去の厚生年金加入期間中の「標準報酬月額」や「標準賞与額」は、 現在の現役世代の賃金の水準にあわせて見直された金額を使います。(「再評価」といいます。)

<u>⑤基金</u>

④の厚生年金の加入期間のうち基金に加入していた月数、平均標準報酬(月)額を入力します。「最適年金」ではこの期間における 国の代行部分(報酬比例部分)を計算します。

⑥国民年金納付済期間

国民年金を納付していた期間を入力します。(第1号、第3号加入期間)

⑦国民年金免除期間

国民年金の加入時、年金保険料を免除されていた期間を入力します。

国民年金の免除について

法定免除

生活保護法による生活扶助を受けている人、障害基礎年金、障害厚生(共済)年金1級・2級の受給権者等で届出することによって その間の保険料の納付が免除されます。免除された場合、納めた場合の1/3が年金額に算入されます。

多段階免除

所得が少ない人や災害、失業等の特別な理由のある人で、申請し、本人・配偶者・世帯主の所得状況等の審査の結果、承認を受けると、 保険料の納付が免除されます。

免除の区分年金額の計算

免除の区分	年金額の計算
4分の3免除	納めた場合の5/8
半額免除	納めた場合の3/4
4分の1免除	納めた場合の7/8

年金見込額の算出について3

<u>若年者納付猶予</u>

30歳未満(学生納付特例対象者は除く)の人が申請し、本人・配偶者の所得状況等の審査の結果、承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。年金額には算入されません。

学生納付特例

学生本人の所得が一定以下の場合、申請し、承認を受けると保険料の納付が猶予されます。年金額には算入されません。 老齢基礎年金を受給するには、通常「25年」の加入期間が必要ですが、免除期間はこの「受給資格期間」には算入されることになります。また「多段階免除」で「4分の3免除」と「4分の1免除」は平成18年7月から創設されました。

⑧付加年金加入期間

付加年金を納めた月数を入力してください。国民年金の第1号被保険者は、毎月の国民年金保険料に加えて月額400円の付加保険料を納めることによって、将来、老齢基礎年金と併せて付加年金を受給することができます。付加年金の年額は付加保険料を納めた月数に200円を乗じた金額になります。 仮に付加保険料を40年間払い続けると、付加保険料の40年間の累計額は192,000円となりますが、付加年金が年額96,000円受給できますので、2年間付加年金を受給すれば元が取れ、それ以降は、付加年金の受給累計額が、付加保険料の支払累計額を逐次上回っていくことになります。 なお、付加年金には賃金や物価の変動によるスライド改定はありません。

⑨厚生年金、基金の加入期間のうちでS36年4月以降20歳以上または60歳未満の期間以外の期間

厚生年金、基金の加入期間のうちでS36年4月以降20歳以上または60歳未満の期間以外の期間がある場合にその月数を入力してください。V4前の「最適給与」では「S36年4月以降20歳以上または60歳未満の期間」を入力していましたが、今回からこの期間「以外」の期間を入力する形式に変更されましたので、ご注意ください。このため、この欄には一般的に60歳以降の厚生年金の加入期間(月数)を入力することになります。60歳以降の加入期間がない場合は入力する必要がありません。この期間は65歳以降の「経過的加算額」の計算に使用しています。

⑩加給年金対象配偶者の有無

加給年金対象配偶者がある場合は「有」にチェックを入れてください。

<u>加給年金対象 子の数</u>

加給年金対象の子がある場合はその人数を入力してください。

加給年金について

厚生年金の特別支給の老齢厚生年金や本来支給の老齢厚生年金の受給権を得たときに、その人により生計維持されていた65歳未満の配偶者や子がいる場合は、「加給年金額」が加算されます。

支給要件

厚生年金の加入期間が20年以上(中高齢者の特例で15年~19年も含む)あること

生計維持の基準は受給権者と同一生計の65歳未満の配偶者や子の年収が850万円未満であること

子の場合は18歳に達した年度末以前または20歳未満の1級か2級の障害に該当している子であること

定額部分の支給開始年齢または65歳から加算されること

加給年金額の加算の対象となっている配偶者が、厚生年金や共済組合の加入期間が20年以上(中高齢の特例15年~19年も含む)あ る特別支給の老齢基礎年金や老齢厚生年金、および障害基礎年金や障害厚生年金(障害共済年金も含む)などを受給できる場合には、 加給年金額は加算されません。また、この加給年金額の対象者になっている妻(夫)が65歳になると、それまで夫(妻)に支給さ れていた加給年金額が打ち切られます。このとき妻(夫)が老齢基礎年金を受けられる場合には、一定の基準により妻(夫)自身の 老齢基礎年金の額に加算がされます。(これを振替加算といいます。)

年金見込額の算出について4

65歳以降の加給年金

この「最適給与」では加給年金を有りにした場合、定額部分の受給時以降に加給年金を加算しますが、通常、いつかは配偶者に振替加 算されて打ち切られることになります。この場合、下の「入力について」をクリックして、「加給年金」をご覧ください。

加給年金

打ち切りになる時期は特定できませんが、暫定的に65歳以降を「無し」とする場合は、下の「65歳以降の加給年金」の「加給年金 無」にチェックを入れてください。この場合「子」の加給年金も無しになります。また、逆に振替加算される場合は「振替加算 有」にチェック、また65歳以降の加給年金を手入力する場合はその額を入力して下さい。この場合、65歳以降の加給年金は① 「手入力」②「振替加算」③「加給年金 無」の優先順で計算を行います。①手入力にデータが入力されていればその額が表示さ れ、②③は無視します。また①が入力されていなくて②にチェックが入っていれば、その生年月日に応じた振替加算を「加給年金」 欄に表示されます。①にデータがなく、②にチェックが入っていない、③にチェックが入っていれば65歳以降の「加給年金」年 金は「0」(ゼロ)となります。また子の状態で③にもチェックがなければ「定額部分」に発生する「加給年金額」を表示します。 **報酬比例部分**

報酬比例部分は厚生年金の加入期間と平均標準報酬(月)額から計算をおこないますが、この報酬比例部分が解っている場合はこの 額を直接入力して、通常受給と繰上げの比較をおこなうことができます。この場合はその報酬比例部分を入力してから「計算」をお こなってください。この場合、平均標準報酬(月)額と基金データは入力する必要がありませんが、これ以外のデータは入力してく ださい。

⑪中高年の特例

老齢年金を受給するのに必要な最低の加入期間は、25年(300ヶ月以上)あることが必要です。 この25年は、20歳となった月から 60歳になった月(60歳の誕生日の属する月)の前月までの40年間(480か月)に、25年以上の加入期間が必要となります。 しか し、国民年金がスタートした昭和36年4月1日にすでに一定以上の年齢であった人は、この加入期間を満たせないケースが生ずるこ とから、次のような経過措置が設けられています。

厚生年金の受給	資格期間
生年月日	加入月数
$T15.4.1 \sim$	240
$S27.4.2 \sim$	252
$S28.4.2 \sim$	264
S29.4.2~	276
S30.4.2~	288
\$31.4.2~	300

中高年の特例

生年月日	加入月数
T15.4.1 \sim	180
$S22.4.2 \sim$	192
$S23.4.2 \sim$	204
$S24.4.2 \sim$	216
$S25.4.2 \sim$	228

*男子40歳(女子・船員等は35歳) 以降の厚生年金の加入期間

厚生年金の加入期間が25年以下の場合で、上の「中高年の特例」に該当する場合はチェックを入れてください。25年以下で あっても上の「厚生年金の受給資格期間」の加入月数以上であればチェックする必要はありません。

年金見込額の算出について5

迎部分年金の特例支給該当

S16年4月2日以降生まれの人は性別、生年月日により定額部分の支給開始年齢が異なります。しかし次に該当する場合は年齢、 性別に関係なく「報酬比例部分」の支給開始時に「定額部分」も支給されることになります。次の①~③に該当する場合はチェック をいれてください。

① 障害者 認定日以降障害等級に該当する程度の障害にあり、かつ、被保険者でない者。

② 長期加入者 被保険者でなく、かつ被保険者期間が44年以上ある者

③ 坑内員・船員 受給権を有し、かつ坑内員と船員であった期間が15年以上の者

<u>計算</u>

データを確認して「計算」ボタンをクリックしてください。

性別、生年月日、厚生年金の加入期間(月数)は必須です。 老齢年金は原則、加入期間が国民年金合わせて25年(300ヶ月)必要です。しかし、生年月日により、また加入している年金制度により期間の短縮措置があります。(上記「中高年の特例」参照) 「計算」ボタンをクリックすると、この受給資格期間をチェックし、受給資格に満たない場合はメッセージを表示します。 ただし、 合算対象期間(国民年金の任意加入期間、カラ期間、若年者納付猶予、学生納付特例期間等)を含めて、受給資格期間を満たせば受 給することが可能のため計算は行います。 計算後「年金見込み額」に画面を切り替えます。 ※男性: S28.4.2 女性: S33.4.2以降生まれの人の全部繰上げには対応していません。また定額部分は支給されないので一部繰り 上げを選択することができません。通常受給のみ計算します。

データクリア

現在表示されているデータをクリアします。続けて別の人の処理をおこなう場合に、このボタンで一旦クリアしてから行ってください。

給与賞与の逆算について

<u>給与</u>

手取額から基本給を逆算するには上の「手取額」に入力して実行してください。基本給から手取額を計算する場合は下の「基本給」に入力して実行してください。

標準報酬月額

社会保険の計算に使用する標準報酬月額は給与の総額から自動で取得しますが、この標準報酬月額を指定して計算する場合は「実行」の前に「チェック」を入れ、その標準報酬月額を選択してから実行してください。

<u>賞与</u>

賞与の所得税は前月課税額からその税率を求めるため、前月課税額を入力してから実行してください。 政府管掌以外の社会保険料 率で「パターン料率」が登録されている場合は、その料率(健康保険、介護保険、厚生年金、基金、基金会社料率)を読み込むこと ができます。

その他ツールについて

見表、裁定請求の必要 書類、委任状など

バージョンアップやバックアップ は「その他ツール」から実行しま す。

Live Update(自動バージョンアップ)の設定

- LiveUp	date		29
▶ 起動	時に更新プログラム	ムを確認する	5
ID			

1. [起動時に更新プログラムを確認する]にチェックを入れ、さらに I Dを入力します。

※ユーザー I Dは「最適給与年 間メンテナンスの登録書」の氏 名の下に11桁で表示されてい ます。また、宛名ラベルの名前 の上にも11桁で表示されてい ます。

 ID入力後、[×]ボタンで閉じ てから[戻る]ボタンをクリック します。一度、[最適給与]を終 了してから、再度起動すると、 本機能が有効になります。

在職老齢年金と高年齢雇用継続給付所得税の計算方法について1

総報酬月額相当額=標準報酬月額+以前1年間の標準賞与額の総額/12 基本月額=年金額/12 支給停止調整開始額 28万円 支給停止調整変更額 46万円 平成29年4月現在

最適給与で使用する年金支給停止額は下記の計算によります。

<u>60歳台前半</u>

I 総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整開始額以下の場合 支給停止はありません。

Ⅱ 総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整開始額を超える場合

① 基本月額が支給停止調整開始額以下で、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下のとき 支給停止額=(総報酬月額相当額+基本月額-支給停止調整開始額)×1/2

② 基本月額が支給停止調整開始額以下で、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき 支給停止額={(支給停止調整変更額+基本月額-支給停止調整開始額)×1/2

+ (標準報酬月額-支給停止調整変更額) }

③ 基本月額が支給停止調整開始額を超え、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額以下のとき 支給停止額=総報酬月額相当額×1/2

④ 基本月額が支給停止調整開始額を超え、総報酬月額相当額が支給停止調整変更額を超えるとき 支給停止額={支給停止調整変更額×1/2+(総報酬月額相当額-支給停止調整変更額)} *上記の①から④までの支給停止額が年金額を上回る場合、年金は全額支給停止となります。

<u>60歳台後半</u>

I 総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整額以下の場合 支給停止はありません。

Ⅱ 総報酬月額相当額と基本月額との合計額が支給停止調整額を超える場合 (基本月額+総報酬月額相当額−支給停止調整額)×1/2

【厚生年金基金について】

基金から支給される代行部分について、厚生年金保険法で支給停止可能部分を支給停止するかどうかは、各基金の規約により定められていますが、「最適給与」ではこの代行部分を「調整する」とした場合は国の方法に準じて調整を行います。なお雇用継続給付との調整についても同様です。基金独自(プラスアルファ部分)についても、「減額しない」「減額する(国に準じて)」を選択できます。ただし、「減額しない」場合であっても、本体年金が全額支給停止された場合にはこのプラスアルファ部分は全額支給停止されます。

厚生年金基金の調整

本体年金と代行部分を合算して、支給停止額を求めます。まず本体年金から支給停止をおこないます。支給停止額が本体年金よりも 少ない場合は基金からは支給停止を行いません。支給停止額が本体年金よりも多くなる場合はその多くなる分を基金の代行部分から 支給停止します。プラスアルファ部分もこの基金の代行部分の支給停止された割合で調整(減額)を行います。

在職老齢年金と高年齢雇用継続給付所得税の計算方法について2

【高年齢雇用継続給付の計算】

支給額は、各支給対象月ごとに、その月に支払われた賃金の「低下率」に応じて次の算式により算定されます。 低下率(%)= 支給対象月に支払われた賃金額/賃金月額×100

A 低下率が61%以下である場合
 支給額=支給対象月に支払われた賃金額×15%
 B 低下率が61%を超えて75%未満である場合
 支給額=-(183/280×支給対象月に支払われた賃金額)+137.25/280×賃金月額
 旧制度対象者の場合は次のとおり
 A 低下率が64%以下である場合
 支給額=支給対象月に支払われた賃金額×25%
 B 低下率が64%を超えて85%未満である場合
 支給額=-(16/21×支給対象月に支払われた賃金額)+13.6/21×賃金月額

【老齢厚生年金と高年齢雇用継続給付の併給調整】

在職老齢年金を受けながら、同時に高年齢雇用継続給付の支給を受けている期間については、高年齢雇用継続給付の給付額に応じ、 次のとおり年金の一部が支給停止されます。 ①標準報酬月額がみなし賃金月額の61%未満であるとき 調整額=標準報酬月額×6/100 ②標準報酬月額がみなし賃金月額の61%以上75%未満であるとき 調整額=標準報酬月額×調整率 率(%)=(-183n+13725)/280×100/n×6/15 n=みなし賃金月額に対する標準報酬月額の割合(%)(61<=n<75) ③標準報酬月額と高年齢雇用継続給付額との合計額が支給限度額を超えるとき 調整額=(支給限度額-標準報酬月額)×6/15

旧制度対象者の場合は次のとおり ①標準報酬月額がみなし賃金月額の64%未満であるとき 調整額=標準報酬月額×10/100 ②標準報酬月額がみなし賃金月額の64%以上85%未満であるとき 調整額=標準報酬月額×調整率 率(%)=(-16n+1360)/21×100/n×10/25 n=みなし賃金月額に対する標準報酬月額の割合(%)(64<=n<85)

③標準報酬月額と高年齢雇用継続給付額との合計額が支給限度額を超えるとき 調整額=(支給限度額-標準報酬月額)×10/25

【所得税の計算方法について】

月額給与の源泉所得税は,「源泉徴収税額表」を使用しています。年金の所得税は「扶養控除の申告書」を提出しない場合(給与を 受けていることを前提としているため)の計算 源泉徴収税額=(年金-年金×25%)×税率(=10%)で算出しています。 ただし 「扶養控除の申告書」を提出してない場合であっても年金額108万(※158万)以下の場合は非課税としています。 年間シミュレー ションの所得税は上記によらず、年間の給与賞与と年金収入から所得金額を算出し所得控除、税額控除から確定の所得税の計算を行 います。 ※65歳以上対象(介護保険は、計算式に含まれません。)